

キャンベラ補習授業校 (CJSS Inc.) 校長就業規則
(2013年12月14日改正)

第 1 条 (目的)

この規則は、キャンベラ補習授業校 (CJSS Inc.以下「本校」という) に勤務する校長の就業について、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 (遵守義務)

本校及び校長は、それぞれの立場で誠実にこの規則その他本校に関する諸規則を遵守し、その実行に努めなければならない。

第 3 条 (採用時の提出書類)

- 1 校長は、採用時に次の各号の書類を理事長に提出しなければならない。ただし、本校における勤務実績がある等の理由により、その必要がないと本校が認める場合は、この限りでない。

(1) 調査票(連絡先、銀行口座等を記したもの。所定の用紙に記入)

(2) 査証の写し

- 2 前号の提出書類に変更が生じたときは、その都度理事長に關係書類を届け出なければならない。

第 4 条 (試用期間)

- 1 校長は、採用された日から3か月間は試用期間とする。ただし、本校における勤務実績がある等の理由により、その必要がないと本校が認める場合は、この限りでない。

- 2 本校は、前項で定める試用期間中は、第20条の規定にかかわらず、校長としての適正を欠くという理由で校長を解雇することができるものとする。

第 5 条 (雇用期間)

- 1 校長の雇用期間は、1年を超えないものとし、原則として、その終期を当該年度の末日 (3月31日) とする。

- 2 前項の雇用期間は、必要に応じて更新することができる。

- 3 本校は、雇用契約を更新しない場合には、少なくとも当該雇用期間の満了する日の30日前までに、その旨を校長に予告しなければならない。
- 4 12ヶ月間継続して勤務した校長が、雇用期間の満了時に出産に伴う休暇を取得している場合は、雇用契約は更新される。

第6条(退職)

校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職により、校長としての身分を失う。

- (1) 雇用期間の更新を理事会が承認しなかった場合
- (2) 自己都合により退職を願い出て、理事会が退職を承認した場合
- (3) 精神的又は肉体的な支障が生じ、校長としての職務遂行が著しく困難になったと理事会が認めた場合
- (4) 死亡した場合
- (5) 第1号から第3号に掲げる場合のほか、本校会則第25条の規定に基づき解任された場合

第7条(自己都合退職)

校長は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに理事長に退職届を提出しなければならない。

第8条(講師としての勤務)

第6条又は前条の規定に基づいて退職した校長は、本校と新たに雇用契約を結ぶことにより、講師としての勤務を継続することができる。

第9条(勤務日)

校長の勤務日は、土曜日、日曜日又は祝日のうち、本校が別に定める日とし、雇用契約時に明示する。

第10条(勤務時間)

- 1 校長の勤務時間は1日4時間とし、出勤及び退勤の時刻は次のとおりとする。

始業時刻 午前8時45分

終業時刻 午後0時45分

- 2 前項に定める終業時刻は、教員会議の実態等を踏まえ、あらかじめ理事長と校長の間で合意がある場合は、柔軟な運用を行うことができる。
- 3 課外活動日の勤務時間については、別に定めるところによる。

第11条 (出勤記録)

校長は、出勤時刻及び退勤時刻を出勤簿に記録しなければならない。

第12条 (給与等)

- 1 本校は、校長に対し、別に定められた日に1か月分の給与を支給するものとする。ただし、月の途中から採用、或いは退職する場合の当該月の給与は、勤務日数に応じて算出した額を支給するものとする。
- 2 本校は、校長の給与に係る所得税を源泉徴収の上、豪州国税局に納入するものとする。
- 3 本校は、退職年金保障制度に基づき、校長が加入する年金基金に所要の額を積み立てるものとする。
- 4 本校は、校長に係る労働災害保険に加入するものとする。
- 5 本条に定めるもののほか、給与等について必要な事項は、別に定めるところによる。

第13条 (年次有給休暇)

- 1 3ヶ月間継続して勤務した校長は、翌3ヶ月間に1日間の年次有給休暇を取得できるものとする。
- 2 年次有給休暇は自宅待機日に取得しなければならない。
- 3 校長は、年次有給休暇の買い取りは請求できない。
- 4 年次有給休暇は、1日単位で取得することができる。

第14条 (長期勤続有給休暇)

- 1 84ヶ月間継続して勤務した校長は、6日間の長期勤続有給休暇を取得または買取を請求できるものとする。
- 2 長期勤続有給休暇を取得または買取を請求した校長は、さらに12ヶ月間継続して勤務するごとに1日間の長期勤続有給休暇を取得または買取を請求でき

るものとする。

- 3 長期勤続有給休暇を取得しようとするときは、休暇届を休暇を予定する日の30日前までに理事長に提出し、承認を得ねばならない。
- 4 本校は、校長が雇用期間が満了するまでに長期勤続有給休暇を取得しない場合、その買取請求がなされてものみならず、応じなければならない。
- 5 雇用契約が更新される場合、校長は第4項に基づく長期勤続有給休暇の繰越を請求することができる。
- 6 長期勤続有給休暇の買取額は、別に定めるところによる。
- 7 長期勤続有給休暇は、1日単位で取得することができる。

第15条(個人休暇)

- 1 校長は、第13条及び第14条に該当しない休暇(以下「個人休暇」という)を取得しようとするときは、休暇届を休暇の2週間前までに理事長に提出し、承認を得ねばならない。
- 2 急な病気等事前に休暇を申請することが不可能な場合は、休暇を取得する旨を理事長に電話乃至他の適切な手段で通知するものとする。この場合、事後すみやかに休暇届を理事長に提出するものとする。
- 3 個人休暇は、1時間単位で取得することができる。
- 4 個人休暇は、病気など不可避の理由がある場合を除き、無給とする。
- 5 雇用契約期間内9時間以上の個人休暇は、いかなる理由があっても無給とする。

第16条(遅刻、早退等)

第15条の規定は、遅刻、早退又は私用外出の場合にも適用するものとする。

第17条(無断欠勤)

第14条及び第15条に定める手続きを経ずに欠勤した場合(第13条及び第16条で準用する場合を含む。以下「無断欠勤」という)は、無断欠勤相当分について無給とする。

第18条(職務)

- 1 校長は 講師としての職務に加え、本校の教育に関する責任者として以下の

職務を担うものとする。

- (1) 教育に関する基本方針を立案し、実施する。
 - (2) 教育に関する事項について、講師に対して必要な指導及び助言を行う。
 - (3) 教育に関する事項について、講師相互間の連絡及び調整を行う。
 - (4) 講師と理事会の間の連絡及び調整を行う。
 - (5) 講師の就業に関する事項について、理事長と連絡及び調整を行う。
 - (6) 代行講師の手配・選任を行う。
- 2 校長は、本校理事会の理事を務める。

第19条 (児童・生徒の安全管理)

- 1 校長は、児童・生徒が本校の管理下にある間、児童・生徒の安全管理に留意するものとする。
- 2 児童・生徒の安全管理事項については、別途定めるところによる。

第20条 (職責)

- 1 校長は、職務上の責任を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。
- 2 校長は、次の各号の行為をしてはならない。
 - (1) キャンベラ補習授業校の名誉を棄損し、又は利益を害すること。
 - (2) 職務上知り得た個人情報等を在職中・退職後に拘わらず他に公開すること。
 - (3) 職務上必要ある場合を除き、キャンベラ補習授業校の物品及び機材を使用すること。
 - (4) 自己の職務に関連し、部外の者から金品の贈与を受けること。
 - (5) キャンベラ補習授業校の業務の妨げになる行為をすること。
 - (6) 豪州の法律で禁止されている、差別的及び性的なものを含めあらゆる種類の嫌がらせ行為を見童・生徒、保護者、又は他の講師に対して行うこと。
 - (7) 前各号に類似した行為、および、現地法が禁止行為と定めていること。

第21条 (懲戒)

- 1 本校は、校長が次の各号のいずれかに該当する場合、所定の手続きの上、懲

戒処分を行うことができる。

- (1) 本校の名誉・信用を毀損し、又は本校の利益を害した場合
 - (2) 無断欠席した場合
 - (3) 重大な刑法上の犯罪に該当する行為があった場合
 - (4) 重大な経歴詐称をした場合
 - (5) この規則に違反した場合
 - (6) 前各号に類似した行為があった場合
- 2 校長は、理事会の審査の結果によるものでなければ、懲戒処分を受けることはない。
 - 3 校長は、懲戒処分を執行される前に、自らの見解を説明する機会を十分に与えられるものとする。

第 2 2 条 (懲戒の種類・内容)

- 1 懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。
 - (1) 警告 始末書を提出させ、将来を戒めること
 - (2) 減給 始末書を提出させ、給与を減額すること
 - (3) 出勤停止 始末書を提出させ、6ヶ月以内の期間を定めて出勤を停止し、その間の給与は支給しないこと
 - (4) 懲戒解雇 即時に解雇すること
- 2 前項第 2 号の場合において、減給の額は、1か月分の給与額の3分の1から10分の1の範囲とする。

第 2 3 条 (賠償)

校長が、故意又は重大な過失によって本校に損害を与えた場合は、第 2 0 条の規定による懲戒処分を行うほか、その損害の全部または一部を賠償させることがある。

附則

- 1 この規則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 長期勤続有給休暇取得日数(第14条第1項)については、法人化される以前

のキャンベラ補習授業校における２００７年度の雇用期間及び勤務実績を勘案して決定するものとする。